商品概要説明書

財形年金貯金

（平成３１年４月１日現在適用中）

１．商 品 名	・財形年金貯金
２．ご利用いただける方	・ＪＡと財形貯蓄契約を締結している企業の満５５歳未満の勤労者
３．期　間 （預入期間） （据置期間） （受取期間）	 ・５年以上 ・６か月以上５年以内 ・５年以上２０年以内 なお、支払開始日は満６０歳に達した日以降の日
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入貯金の種類 （５）年金元金計算日での作成貯金の種類	 ・次の賃金から年１回以上の定期的な天引きによる預入 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・１回あたり１円以上の金額 ・１円単位 ・一口の期日指定定期貯金またはスーパー定期（複利型）とします。 ただし、年金元金計算日（支払開始日の３か月前の応当日）までの期間が１年未満の場合はスーパー定期貯金（単利型）とします。 ・上記（４）の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したものとして、所定の方法により分割し、年金元金計算日から３か月ごとの応当日を満期とする一口の期日指定定期貯金を作成します。 ただし、年金支払日までの期間が１年未満の場合はスーパー定期貯金（単利型）とします。
５．払戻方法	・上記３の受取期間のとおり、年金として、３か月ごとに払い戻します。
６．利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時または継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・上記５の払戻方法と同様、年金として、組入貯金の満期日毎（３か月ごと）に支払います。 ・期日指定定期貯金またはスーパー定期（複利型）の計算方法を適用します。 ただし、預入日から年金支払日までの期間が１年未満の場合はスーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。 ・財形住宅貯金と合わせ、５５０万円まで非課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
７．手 数 料	－
８．付加できる特約事項	－
９．中途解約時の取扱い	**・年金支払以外の目的で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、５年間遡って追**

	徴課税されます。 **・満期日前に解約する場合は、貯金種類毎に以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **(1) 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合** **次の預入期間に応じた利率で１年複利の方法により計算します。** **・６か月未満　解約日における普通貯金利率** **・６か月以上１年未満　約定利率（２年以上）×４０％** **・１年以上１年６か月未満　約定利率（２年以上）×５０％** **・１年６か月以上２年未満　約定利率（２年以上）×６０％** **・２年以上２年６か月未満　約定利率（２年以上）×７０％** **・２年６か月以上３年未満　約定利率（２年以上）×９０％** **(2) 預入金額ごとの貯金が期間１か月以上１年未満のスーパー定期貯金の場合** **次の預入期間に応じた利率により計算します。** **・６か月未満　解約日における普通貯金利率** **・６か月以上１年未満　約定利率×５０％** **(3) 預入金額ごとの貯金が期間３年のスーパー定期貯金の場合** **次の預入期間に応じた利率で６か月複利の方法により計算します。** **・６か月未満　解約日における普通貯金利率** **・６か月以上１年未満　約定利率×４０％** **・１年以上１年６か月未満　約定利率×５０％** **・１年６か月以上２年未満　約定利率×６０％** **・２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％** **・２年６か月以上３年未満　約定利率×８０％**
１０．貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象** **当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
１１．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用部金融課（電話：０４９３－２３－４６８４）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
１２．その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております。（一般財形貯金、財形年金貯金との併用は可能です。） ・貯金者が退職・役員昇格等により財形年金貯金の要件に該当しなくなり事

	業主より「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・貯金者が転職いた場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。